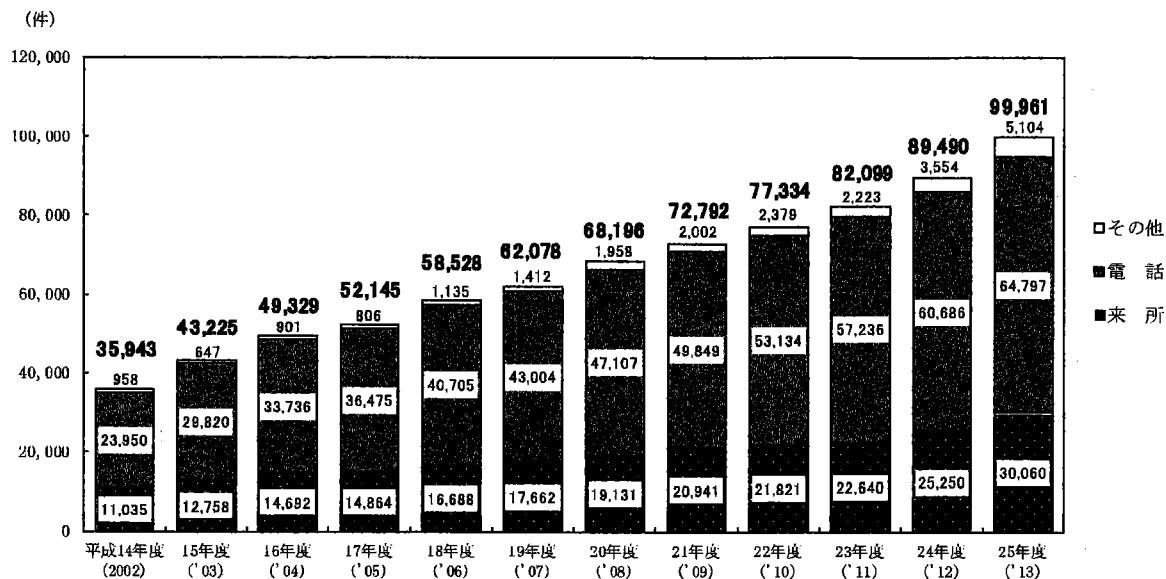


## 配偶者からの暴力に関するデータ

### 1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

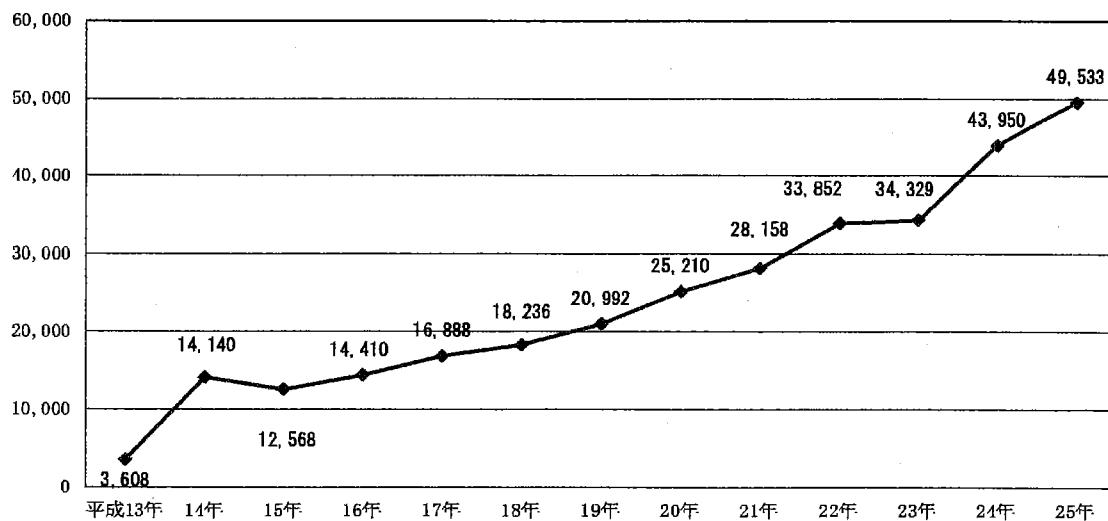


資料出所：内閣府調べ

（備考）

配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。相談件数は、平成 25 年 4 月 1 日～26 年 3 月 31 日の間の、全国の支援センター 238 か所（うち市町村設置の支援センターは 64 か所）における件数です。

### 2 警察における暴力相談等の対応件数



資料出所：警察庁調べ

（備考）

対応件数とは、都道府県警察において、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数です。

# 岩国市配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する基本計画

ひとりひとり  
男女の人権が大切にされているまちづくり  
～暴力を許さない社会の実現を目指して～



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

平成25年（2013年）3月

岩国市

# 配偶者・恋人からの暴力に悩んでいる人へ

配偶者からの暴力は、重大な人権侵害です。

配偶者や親密な関係にある者からの暴力行為(身体的・精神的・性的)の相談に応じています。暴力に悩んでいる方は、ひとりで悩まないで、ご相談ください。

## ■配偶者からの暴力(DV)等相談窓口■

### ▶ 岩国市役所(3階) 人権課男女共同参画室

電話相談 Tel0827-29-1155 (相談専用)

面接相談 Tel0827-29-1155 (要予約)

平日 8:30~17:15(祝日・年末年始は除く)

\* 各総合支所地域振興課でも相談可

### ▶ 山口県男女共同参画相談センター

Tel083-901-1122 (相談専用)

DVホットライン【緊急用】Tel0120-238122

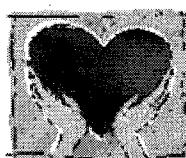
電話相談 平日 8:30~22:00 土日 9:00~17:15

(祝日・年末年始は除く)

面接相談 (要予約) 平日 8:30~17:15

弁護士・医師・心理の専門家による専門相談(要予約)

### ▶ 岩国警察署 Tel0827-24-0110



▶ 男女共同参画相談のしおり(岩国市).pdf *new*

▶ 外国人の方へ (To Victims of Spousal Violence)

▶ 「岩国配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(平成25年3月策定).pdf

「配偶者からの暴力/DV」には  
どのようなものがありますか？

配偶者暴力防止法に規定されている「暴力」には、「殴る」「ける」といった身体的暴力だけでなく、「大声でどなる」といった精神的暴力や「性的な行為を強要する」などの性的暴力も含まれます。

また、ここでいう配偶者には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

殴る、ける、物をなげつける、平手でうつ、髪をひっぱる、

身体的暴力	引きずりまわす など * 刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。
精神的暴力	大声でどなる、実家や友人とつき合うのを制限する、生活費を渡さない、何を言っても無視して口をきかない、大切にしているものをこわす、子どもに危害を加えるといつておどす など
性的暴力	嫌がっているのに性的行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する など

DV／ドメスティック・バイオレンスを直訳すれば、「家庭内暴力」となりますが、法令等で明確に定義された言葉ではありません。一般的に、配偶者やパートナーなど親密な関係にある（あるいは、あった）ものからの暴力を意味する言葉として使用されています。



### 暴力のサイクル理論

暴力の後、多くの加害者は「もう二度としない」と謝ったり、その後しばらく優しい関係をつくろうとします。（ハネムーン期）

こんなとき被害者は「暴力がないときが本当の相手」、「いつか変わってくれるのでは」という期待感を持ちます。

しかし、実際には親密でおだやかなハネムーン期は長く続かず、感情をうまくコントロールできない加害者のイライラが徐々に高まって（緊張の蓄積期）、ついに爆発し暴力をふるう（暴力爆発期）というサイクルが、長期に繰り返されることが多いといわれています。

### 被害にあわれている方へ

被害者の方は暴力に耐え続ける生活の中で、身も心も傷つき、あきらめにも似た無力感や孤立感を深めていることでしょう。

でも、今の状況を変えることはできるはずです。自分と子どもの安全を確保し、尊厳を保つために援助を求めるのはあなたの権利です。

### 支援マップ



- ▶ 安全な生活を確保するための支援マップ
- ▶ 法的手続きを進めるための支援マップ
- ▶ 自立生活促進のための支援マップ

### 被害者の友人・家族の方へ

友人や家族の方は、自分の価値観で諭したり、「我慢がたりない」などと避難しないでください。また聞いた内容は、加害者の耳にはいると暴力がエスカレートする恐れがありますので、他の人に話さないでください。

## 具体的施策の担当課一覧

基本目標	重点目標	具体的施策	項目	担当課
1 暴力を許さない社会づくりの推進	1市民への啓発の推進	①各種広報媒体による啓発の推進	広報紙やホームページ・リーフレット等による啓発の推進	男女共同参画室 人権課
		②講演会等による啓発の推進	講座等による啓発の推進	男女共同参画室 人権課
			人権啓発フェスティバルでの啓発の推進	男女共同参画室 人権課
	2学校等における人権教育・啓発の推進	①人権教育・人権保育の推進	学校での人権教育の推進	学校教育課
			教職員を対象にした人権研修の推進	学校教育課
			保育園・幼稚園等での人権保育の推進	こども支援課 学校教育課
	3若年層に対する予防・啓発の推進	①デートDV防止に向けた啓発の推進	情報誌やホームページ等による啓発の推進	男女共同参画室
			デートDV防止講座による啓発の推進	男女共同参画室
			デートDV防止リーフレットによる啓発の推進	男女共同参画室
		②学校等と連携した啓発の推進	学校等と連携した講座の開催による啓発の推進	男女共同参画室
2安心して相談できる体制の整備	4相談窓口の充実及び周知の強化	①ワンストップサービス体制の確立	ワンストップサービスの推進	男女共同参画室 関係各課
			共通相談シートの作成	男女共同参画室 関係各課
		②DV相談窓口周知の強化	広報紙やホームページ等による相談窓口の周知	男女共同参画室 秘書広報課
			公的施設等への相談案内カードの設置	男女共同参画室
	5被害者に対する適切な対応の実施	①相談員等の資質向上及び研修の実施	職員研修の充実	男女共同参画室 関係各課
			二次被害の防止に向けた研修の実施	男女共同参画室 関係各課
		②外国人・高齢者・障害者への配慮	外国人に配慮した相談の実施	男女共同参画室 市民課 都市交流室
			高齢者・障害者に配慮した相談の実施	男女共同参画室 介護保険課 高齢障害課
3被害者の安全確保のための取組の推進	6被害者の早期発見と対応の整備	①地域における広報活動・情報提供の充実	民生委員・児童委員への広報・情報提供の推進	男女共同参画室 社会課
		②早期発見者への対応の整備	対応マニュアルの整備	男女共同参画室
			保健・医療機関、学校関係者・福祉関係者への周知	男女共同参画室 関係各課
	7緊急時における被害者の安全確保	①一時保護者への支援	一時保護の実施（県男女共同参画相談センター等との連携）	男女共同参画室 関係各課
			一時保護施設への同行支援の実施	男女共同参画室
			保護命令申立てに関する情報提供の実施	男女共同参画室
		②警察等との連携強化	夜間や休日等における被害者の安全確保	男女共同参画室
	8被害者等に関する情報管理の徹底	①被害者等に関する個人情報の保護	住民基本台帳の閲覧禁止等の支援の実施	男女共同参画室 市民課
		②関係部署による情報管理の徹底	関係部署との情報共有・管理の徹底	男女共同参画室 市民課 関係各課

基本目標	重点目標	具体的施策	項目	担当課
4被害者の自立に向けた取組の推進	9被害者の状況に応じた適切な支援の実施	①被害者に対する適切な情報提供及び支援	自立のための情報提供及び支援の実施	男女共同参画室 関係各課
			心の健康相談の実施	健康推進課
			相談員の同行支援の実施	男女共同参画室
			無料法律相談の実施	市政相談室 男女共同参画室
			各種福祉制度に関する情報提供の実施	男女共同参画室 こども支援課
	10生活の自立に向けた支援	①生活基盤を整えるための支援	市営住宅の優先入居の実施	建築住宅課
			生活保護制度による支援の実施	社会課
			就労支援のための情報提供	男女共同参画室 商工振興課
			同伴する子の退所、就学、転校等の支援の実施	男女共同参画室 こども支援課 青少年課 学校教育課
			子どもの心のケアの実施	男女共同参画室 こども支援課 青少年課 学校教育課
5携関・係協機関との連携の進進	12関係機関との連携協力	①関係機関との連携及び情報の共有	関係機関との連携強化	男女共同参画室 関係各課
	13府内の連携体制の整備	①府内関係部署との連携及び情報の共有	相談対応マニュアルの作成	男女共同参画室
			府内ネットワークとの連携	男女共同参画室 こども支援課 介護保険課 関係各課